

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類（平成 25 年 3 月末現在）

岡崎信用金庫

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 「金融円滑化管理方針」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置の実施に関する方針を明記しました。
2. 上記 1 にあわせて、「地域金融円滑化のための基本方針」を平成 22 年 1 月 29 日に定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ上で公開しました。

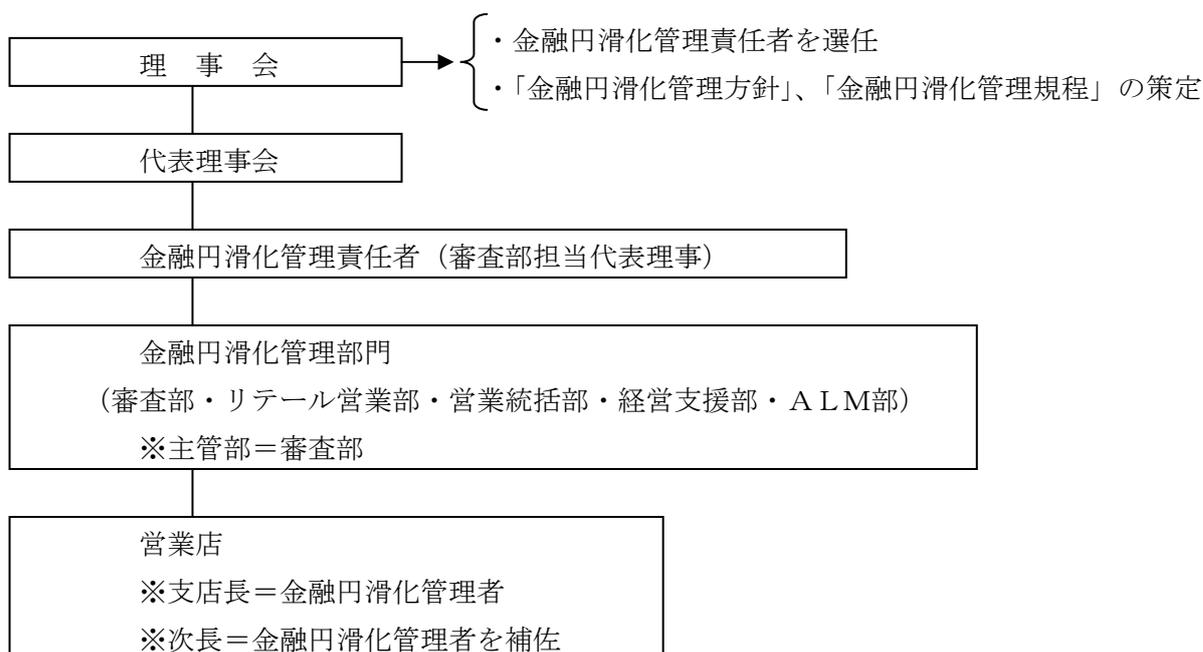
<当金庫の取組方針>

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

3. 「金融円滑化管理規程」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置に係る体制を明記しました。

<金融円滑化の管理体制>



第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 平成22年1月27日に定めた「金融円滑化管理規程」に、金融円滑化管理に係る報告体制を明記しました。
2. 平成22年2月2日に「金融円滑化マニュアル」を制定し、貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き等について明記しました。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者・住宅資金借入者からの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう以下のとおり、本部に専用窓口を設置しました。

< 苦情相談窓口 >

岡崎信用金庫 顧客相談室 電話番号0120-102-156 (フリーダイヤル)

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行い、金融円滑化や事業再生に向けて積極的に取り組むため、「経営支援部」、「審査部経営支援グループ」を設置しました。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16,753	79,330	126,018	183,899	222,994	273,952	332,069	387,312	437,768	498,050	550,982	603,447	646,023	704,033		
うち、実行に係る貸付債権の額	7,450	64,956	112,968	167,935	212,012	261,771	311,141	366,910	414,479	471,088	525,190	574,987	620,453	672,184		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	651	854	960	1,277	1,526	1,658	1,753	1,806	1,856	1,862	2,053	2,135	2,135		
うち、審査中の貸付債権の額	9,121	12,479	10,062	11,990	5,921	6,048	13,823	8,971	10,263	12,067	10,172	11,868	7,583	12,800		
うち、取下げに係る貸付債権の額	179	1,241	2,130	3,012	3,780	4,605	5,445	9,677	11,217	13,037	13,757	14,537	15,850	16,912		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	625	2,732	4,731	6,665	8,532	10,558	12,818	14,991	17,163	19,519	21,595	23,847	25,961	28,338		
うち、実行に係る貸付債権の数	307	2,213	4,136	6,081	7,870	9,885	11,838	14,110	16,154	18,449	20,445	22,692	24,727	26,995		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	14	31	45	64	78	88	103	109	115	117	125	129	129		
うち、審査中の貸付債権の数	309	450	462	387	394	345	596	398	450	434	450	391	393	454		
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	55	102	152	204	250	296	380	450	521	583	639	712	760		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	426	1,832	3,047	4,110	5,001	5,798	6,680	7,611	8,264	8,993	9,567	10,061	10,561	11,001		
うち、実行に係る貸付債権の額	11	926	1,916	2,755	3,458	4,212	4,843	5,381	5,958	6,591	6,993	7,431	7,825	8,224		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	9	58	88	88	151	151	166	166	167		
うち、審査中の貸付債権の額	386	663	511	462	525	312	333	365	319	205	251	219	248	156		
うち、取下げに係る貸付債権の額	28	243	619	892	1,017	1,263	1,446	1,777	1,897	2,045	2,170	2,244	2,320	2,453		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43	171	248	332	411	475	544	610	665	728	774	813	852	884		
うち、実行に係る貸付債権の数	2	84	172	237	290	359	406	449	497	545	578	611	643	669		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	2	4	7	7	13	13	14	14	15		
うち、審査中の貸付債権の数	40	68	37	34	47	24	29	26	23	22	22	18	18	14		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	19	39	61	74	90	105	128	138	148	161	170	177	186		